

令和元年台風第19号により被災された方へのお知らせ

運転免許証の有効期間が令和2年3月31日まで延長されます。

氏名	長野花子	昭和50年 9月 13日生
住所	長野県〇〇市△△町□□	
交付	平成26年10月10日 12345	
有効期間	令和01年10月13日まで有効	
免許の 条件等	優良	
備考	平成31年は令和01年に、 平成32年は令和02年に、 それぞれ読み替えてくだ さい。	
番号	第	
二種	平	
他	平成07年08月10日	
二種	平成14年09月20日	

長野県
公安委員会

有効期間の末日(左の場合、令和01年10月13日)が、

令和元年10月10日(発災日)から令和2年3月30日
までの方

については、令和2年3月31日まで引き続き運転ができます。

(令和2年3月31日までに更新手続きをしてください。)

対象となる方

長野県内では、以下の市町村に住所のある方が対象となります。

長野市、松本市、上田市、岡谷市、諏訪市、須坂市、小諸市、伊那市、中野市、飯山市、茅野市、塩尻市、佐久市、千曲市、東御市、安曇野市、南佐久郡(小海町、川上村、南牧村、南相木村、北相木村、佐久穂町)、北佐久郡(軽井沢町、御代田町、立科町)、小県郡(青木村、長和町)、諏訪郡(下諏訪町、富士見町、原村)、上伊那郡(辰野町、宮田村)、木曽郡木曽町、東筑摩郡(麻績村、生坂村、筑北村)、埴科郡坂城町、上高井郡(小布施町、高山村)、下高井郡(山ノ内町、木島平村、野沢温泉村)、上水内郡飯綱町、下水内郡栄村

- ※ 対象となる市町村は、今回の災害に際し災害救助法が適用された区域であり、上記の市町村は令和元年10月16日時点のものです。
- ※ 最新の情報、対象となる市町村、延長措置がとられるその他の手続など、詳しくは、最寄りの警察署又は各運転免許センターにお問い合わせください。(北信免許センター026-292-2345、東信免許センター0267-53-1550、中南信免許センター0263-53-6611)